

発委第1号 説明資料

幕別町議会基本条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町議会基本条例 (平成26年3月20日条例第9号)	○幕別町議会基本条例 (平成26年3月20日条例第9号)
目次	目次
前文 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 議会及び議員の活動原則（第3条— <u>第5条</u> ） 第3章 町民と議会との関係（ <u>第6条</u> ・第7条） 第4章 町長等と議会との関係（ <u>第8条</u> ・第9条） 第5章 委員会の活動（ <u>第10条</u> —第12条） 第6章 議会及び事務局の組織体制整備（ <u>第13条</u> —第15条） 第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇（ <u>第16条</u> —第18条） 第8章 最高規範性及び見直し手続（ <u>第19条</u> ・第20条） 附則	前文 第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 議会及び議員の活動原則（第3条— <u>第6条</u> ） 第3章 町民と議会との関係（ <u>第7条</u> ・第8条） 第4章 町長等と議会との関係（ <u>第9条</u> ・第10条） 第5章 委員会の活動（ <u>第11条</u> —第13条） 第6章 議会及び事務局の組織体制整備（ <u>第14条</u> —第16条） 第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇（ <u>第17条</u> —第19条） 第8章 最高規範性及び見直し手続（ <u>第20条</u> ・第21条） 附則
前文～第3条 略	前文～第3条 略 <u>(災害時の議会の対応)</u> <u>第4条 議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、</u> <u>町民及び地域の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、幕別町議会災害対策</u> <u>会議（以下、「災害対策会議」という。）を設置する。</u> <u>2 災害対策会議の設置、組織及び運営等に関し必要な事項及び議員の行動基準につ</u> <u>いては、別に定める。</u>
第4条 略	第5条 略

現 行 条 例	改 正 条 例
<u>第5条</u> 略	<u>第6条</u> 略
<u>第6条</u> 略	<u>第7条</u> 略
<u>第7条</u> 略	<u>第8条</u> 略
<u>第8条</u> 略	<u>第9条</u> 略
<u>第9条</u> 略	<u>第10条</u> 略
<u>第10条</u> 略	<u>第11条</u> 略
<u>第11条</u> 略	<u>第12条</u> 略
<u>第12条</u> 略	<u>第13条</u> 略
<u>第13条</u> 略	<u>第14条</u> 略
<u>第14条</u> 略	<u>第15条</u> 略
<u>第15条</u> 略	<u>第16条</u> 略
<u>第16条</u> 略	<u>第17条</u> 略
<u>第17条</u> 略	<u>第18条</u> 略
<u>第18条</u> 略	<u>第19条</u> 略
<u>第19条</u> 略	<u>第20条</u> 略
<u>第20条</u> 略	<u>第21条</u> 略